

「浄化槽法第7条第1項及び第11条第1項に規定する浄化槽の水質に関する検査の項目、方法その他必要な事項(案)」に関する意見募集の実施結果について

1. 概要

「浄化槽法第7条第1項及び第11条第1項に規定する浄化槽の水質に関する検査の項目、方法その他必要な事項(案)」について、以下のとおり意見募集を行った。

- (1) 意見募集期間：平成19年5月8日(火)から6月6日(水)まで
- (2) 告知方法：環境省ホームページ及び記者発表
- (3) 意見提出方法：郵送、ファックス又は電子メール

2. 意見募集の結果

提出された御意見の数 12件

3. 御意見の内容とそれに対する考え方

別紙のとおり

「浄化槽法第7条第1項及び第11条第1項に規定する浄化槽の水質に関する検査の項目、方法その他必要な事項(案)」に関する意見募集の実施結果について

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>【別表 水質検査の方法関係】</p> <p>残留塩素濃度の試薬、器具及び試験操作について、現行の検査における実態をかんがみ、市販のD P D混合試薬及び比色板の使用を認めるべき。</p> <p>生物化学的酸素要求量の試料の採取について、「消毒槽等に入る直前の処理水」ではなく、「消毒槽等の出口における放流水」とすべき。</p> <p>塩化物イオン濃度の検査について、硝酸銀滴定法は、現場の検査として適切ではないのではないか。</p> <p>【第7条検査関係】</p> <p>書類検査の対象として「浄化槽設置届出書」を追加すべき。</p> <p>塩化物イオン濃度の検査について、みなし</p>	<p>御意見を踏まえ、当該箇所の記述について、以下のとおり修正いたします。</p> <p>(修正前)</p> <p>なお、必要に応じて、50mL以外の比色管を用いて検査することができる。この場合、検水及び試薬の量は、比色管の容量の比に応じて調整する。</p> <p>(修正後)</p> <p>なお、必要に応じて、50mL以外の比色管<u>その他規格の33.2に掲げる試薬又は器具と同等の試薬又は器具を用いて検査することができる。この場合において、50mL以外の比色管を用いるときは</u>、検水及び試薬の量は、比色管の容量の比に応じて調整する。</p> <p>生物化学的酸素要求量については、浄化槽からの放流水の水質の技術上の基準として定められている項目であり、当該基準値の測定方法等との整合を図ること、第11条検査が当該浄化槽が適正な維持管理により所期の処理機能が確保されているか否かに着目して行うこと等から、当該項目の検査については、消毒槽等に入る直前の処理水を検査することとしています。</p> <p>塩化物イオン濃度の検査については、イオン電極法又は硝酸銀滴定法のいずれかにより検査するものとしており、各検査機関において選択できることとしています。</p> <p>第7条検査における書類検査は、当該浄化槽が適正に設置されているか否か等について検査するものであり、本告示(案)第2条第3項に規定するその他参考となる書類として、必要に応じて浄化槽設置届出書を活用することは差し支えないと考えます。</p> <p>みなし浄化槽については、第7条検査の対象となる場合</p>

<p>浄化槽は原則的に新規に設置されることはないので、検査項目として必要ないのではないか。</p> <p>【第11条検査関係】</p> <p>水質検査について、第7条検査では検査項目となっているが、第11条検査では除かれることとなっている活性汚泥沈殿率及び塩化物イオン濃度について、第11条検査でも検査対象とすべき。</p> <p>水質検査の項目について、大腸菌群数を加えるべき。</p> <p>第11条検査の一部(生物化学的酸素要求量の検査を除く。)を行わないことができる場合については、都道府県知事が認めることに加えて、環境省との協議を必要な要件とすべき。</p> <p>【第7条及び第11条検査関係】</p> <p>外観検査の検査項目として、浄化槽本体に係る検査のみではなく、放流水の放流先の流下状況等の確認を加えるべき。</p> <p>水質検査の検査項目として、高度処理型の浄化槽に係る窒素濃度、リン濃度及び活性汚泥浮遊物質濃度を加えるべき。</p> <p>水質検査の検査項目として、浄化槽の水質基準として設けられている生物化学的酸素要求量の除去率に関する検査項目を設けるべき。</p> <p>第7条検査と第11条検査の外観検査について、検査項目が同じだが、それぞれの検査の目的に応じた検査項目とすべき。</p>	<p>も想定されることから、当該項目を規定しています。</p> <p>第11条検査は、当該浄化槽が適正な維持管理により所期の処理機能が確保されているか否かに着目し、保守点検及び清掃の状況を中心として検査するものであることや、これまでの検査の実績等を踏まえ、当該項目の検査を行わなくても、他の検査項目の補完により、十分に検査の実施が可能と考えます。</p> <p>浄化槽の水質に関する検査において、衛生的な安全を確保するための検査に係る水質検査項目としては、大腸菌群数と高い相関関係が認められること、現場において短時間で効率的に検査を行えること等から、残留塩素濃度を規定しています。</p> <p>生物化学的酸素要求量以外の検査の一部を軽減する効率的な検査の実施に当たっては、都道府県において検査内容等を検討していただいた上で、環境省から必要な助言等をさせていただく予定としています。</p> <p>浄化槽の水質に関する検査は、当該浄化槽が適正に設置されているか否か、保守点検及び清掃が適正に実施されているか否かについて判断するために行うものであることから、本告示(案)に示す外観検査内容としています。</p> <p>高度処理型の浄化槽については、今後の普及状況等をかんがみ、検査内容を調査・検討すべきものと考えています。</p> <p>水質検査については、汚水の処理状況を判断する項目として、生物化学的酸素要求量に関する検査を行うこととしています。</p> <p>第11条検査については、当該浄化槽が、適正な維持管理により所期の処理機能が確保されているか否かに着目して行われるものであること、第7条検査の外観検査で指摘があった場合、第11条検査で確認する必要があること等から、</p>
--	--

第7条検査と同じ外観検査項目としています。
